令和３年３月３日

会　　員　　各　　位

西宮労働基準協会
尼崎労働基準協会

フルハーネス型安全帯使用作業特別教育開催のご案内

（6時間教育）

労働安全衛生規則の一部が改正され、平成３１年２月１日以降「高さが２m以上の箇所において作業床を設けることが困難なところで墜落制止用器具のうちフルハーネス型安全帯を使用して業務を行う場合」は「フルハーネス型安全帯使用作業特別教育」を受講しなければなりません。

当会では厚生労働省告示249号に示された教育カリキュラムの特別教育を下記により実施します。

記

１．開催日時　　６時間教育　　令和３年５月２１日（金）９：４０～１６：５５
※9：30より受付

２．場　　所　　会場が変更になりましたので、ご注意下さい。
尼崎商工会議所ビル７階　７０２号室　（尼崎市昭和通３－９６）

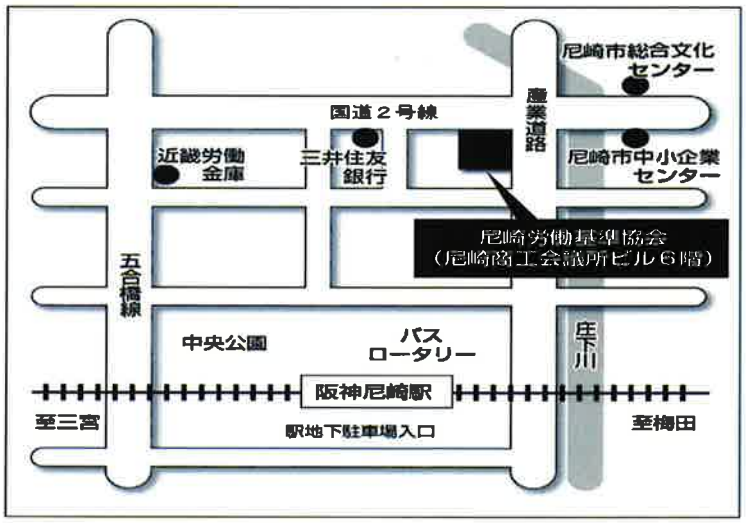

３．受講対象　　１８歳以上
４．受 講 料　　＊６時間　会員 8,000 円　・　非会員 10,000 円（消費税・ﾃｷｽﾄ代込）
５．定　　員　　７０名
６．申込方法　　申込用紙に記入の上、受講料を添えてお申込ください。
尼崎労働基準協会ホームページからの申し込みも可能です。
７．そ の 他　　①研修終了後、修了証を交付致します。
②お申込後の取消し及び次回への変更はできません。また、一旦納入された受講は返金できませんので日程等確認ください。
③各受講者の個人情報は、当協会が安全に管理し、本教育の目的以外には使用いたしません。